

# 企画競争説明書

業務名称： パキスタン国シンド州農村部女子前期中等教育強化計画準備調査

調達管理番号： 21a00504

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年8月4日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年8月4日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国シンド州農村部女子前期中等教育強化計画準備調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年10月～ 2022年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、

契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の8%を限度とする。

#### (6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者 : 【三宅達夫 [Miyake.Tatsuo@jica.go.jp](mailto:Miyake.Tatsuo@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競

---

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

争への参加を認めない。

- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月13日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

- (3) 回答方法：2021年8月19日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年8月27日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：

- 1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

- 1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）  
サイト状況（自然条件）調査（気象条件調査、サイト内排水調査、給水設備調査、測量調査、地盤調査、地中埋設物・障害物調査、電気・通信設備調査等）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨 PKR1 = 0.69915 円
  - b) US\$ 1 = 110.552 円
  - c) EUR 1 = 131.532 円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

- a) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／建築計画
- b) 建築設計／設備計画
- c) 教育計画／ジェンダー

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10 人月

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点

5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月15日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。



なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利

益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。)コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合

は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：学校施設建設に係る OD (概略設計)、BD (基本設計)、DD (詳細設計)、SV (施工監理)

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者 1 名の配置) の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者 / 建築計画
- 建築設計 / 設備計画
- 教育計画 / ジェンダー

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

## 【業務主任者：業務主任者／建築計画】

- a) 類似業務経験の分野：学校施設建設に係る OD、BD、DD、SV
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン及びその他開発途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

## 【業務従事者：建築設計／設備計画】

- a) 類似業務経験の分野：学校施設設計に係る OD、BD、DD、SV
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン及びその他開発途上国
- c) 語学能力：英語

## 【業務従事者：教育計画／ジェンダー】

- a) 類似業務経験の分野：教育政策・教育計画・ジェンダーに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン及びその他開発途上国
- c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	4	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／建築計画</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	1	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>建築設計／設備計画</u>	<b>(15)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	1	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>教育計画／ジェンダー</u>	<b>(15)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	1	

## 第3章 特記仕様書案<sup>2</sup>

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「（案件名）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）は、人口約2億2千万人を擁する南アジアの大国であり、毎年約2%で人口が成長している（世界銀行2020年）。特に若年層人口の厚さから、今後人口ボーナスを享受し大きな経済成長を遂げる可能性を秘めているが、5～16歳の総人口5,153万人に対し同年代の不就学児童は約2,280万人で、不就学児童数としては世界で2番目に多いとされる。特に、前期（6～8年生：10～12歳）・中期（9～10年生：13～14歳）・後期（11～12年生：15～16歳）からなる中等教育の不就学児童が多く、前期中等教育の純就学率は49%（男子53%、女子45%）に留まり、初等教育からの進学及び後期中等教育の進学へとつながる前期中等教育の就学率の向上（特に女子）が喫緊の課題となっている（当国政府教育統計2016/17）。また、パキスタンでは、社会通念的にコミュニティ外の学校へ女子を通学させることに抵抗感が強く、近隣に前期中等学校（以下、「中学校」という。）がないことが、子どもを中学校に通学させないことの大きな要因のひとつになっており、また中学校がないことから小学校へ通学する意義を見出せず中退してしまう等、初等教育修了率の低下にもつながっている。

シンド州は全4州のうち2番目に多い人口約4,700万人を抱え、パキスタン最大の商業・工業都市であるカラチを擁する、当国の経済成長を牽引する重要な州である。一方で、同州の前期中等教育純就学率は34%（男子37%、女子30%）と低く（ADB 2019）、特に同州農村部では、小学校数35,377校に対し中学校数が2,162校と、圧倒的に中学校が少ない状況にある。また、全教育レベルにおいて就学者数に2倍近くの男女間格差が見られる（当国政府教育統計2016/17）。かかる状況をふまえ、通学可能な圏内に中学校を整備し、物理的なアクセスを改善することは、中等教育就学率（特に女子生徒）の向上のための喫緊の課題となっている。また中学校が通学圏内に整備されることで進学の展望が開け、初等教育段階の中退抑止・就学継続に繋がる効果もあり、有効な課題解決方法となる。

かかる状況下、パキスタン政府は国家開発政策「Vision2025」の重点分野「人的資本と社会資本の開発」にて、2025年までの初等教育純就学率100%、成人識字率90%への改善を掲げるとともに、国家教育政策枠組み（2018年）でも不就学児童対策を最重要課題と位置付けており、シンド州政府は「学校教育セクター計画及びロードマップ（2019～2024）」にて「公正かつ十分な学校施設の供与」を優先プログラムとし、特に女子向けの中等以降の教育施設の拡充や衛生施設等

<sup>2</sup> 本特記仕様書案は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。新型コロナウイルスの感染拡大による渡航制限の状況をふまえて、遠隔による調査を取り入れる等、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。



のインフラ改善に取り組み、2019年より5年間で中学校の教室数を既存の約18,000教室（約6,006校）から35,021教室へ増やす目標を掲げている。

「シンド州農村部女子前期中等教育強化計画」（以下、「本事業」という。）は、前期中等教育就学率の低いシンド州内の農村部において、中学校教室等を整備し、教育インフラの拡充及び特に女子の教育アクセスの改善を図るものであり、連邦政府及びシンド州政府の開発目標の達成に不可欠な優先度の高い事業と位置付けられている。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクトの目的

本事業はシンド州の農村部において、中学校教室等を整備することにより女子を中心とした生徒の中等教育へのアクセス向上を図り、もって就学率の向上とジェンダー間格差是正に寄与するもの。

#### （2）プロジェクトの内容

）

ア）施設、機材等の内容（詳細は協力準備調査にて確認）：

【施設】中学校教室（20～25校、約75教室）及び付属施設（多目的室、校長室、生徒・教員用便所棟）及び外周塀、教具用家具（椅子、机等）

【機材】 教具、教育機材等

イ）コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、入札支援、施工監理、及びそれらを通じた学校整備に係るプロジェクトマネジメントに係る能力強化、並びに学校運営に係る研修、技術協力プロジェクトと連携した活動等（詳細は協力準備調査にて確認）

ウ）調達・施工方法：施設・機材等調達方式（現地企業活用型）を想定（詳細は協力準備調査にて確認）

#### （3）プロジェクトサイト

シンド州サッカール県、ラルカナ県、ナウシャロフェローズ県、ハリプール県、カラチ地区内の県（詳細は協力準備調査にて確認）

#### （4）プロジェクト実施体制

1）プロジェクト実施機関：シンド州学校教育・識字局（School Education and Literacy Department, Government of Sindh）

2）運営・維持管理体制：シンド州学校教育・識字局が前期中等教育施設への適切な教員配置を行い、人員配置と学校運営にかかる予算を確保し、機材運用の研修等も併せて実施する予定であるが、過去の類似案件の経験・実績があるため、問題ない見通し。

#### （5）プロジェクトに関する我が国の援助活動

JICAはシンド州でこれまでに無償資金協力「シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画」（2013年度）及び「シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画」（2015年度）を通じ、12県における前期中等教育施設の整備（計57校）を支援している。

技術協力に関しては、現在「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2（2021年2月

～2025年1月)」を実施中である。また、公立小学校での退学抑止を目的とした「学校教育実践強化プロジェクト」を2021年度に開始予定である

#### (6) プロジェクトに関連する他ドナーの活動

世界銀行はシンド州内で、教員養成校の能力強化を通じた教員の質の向上を支援しているほか、前期中等教育のための500教室の整備を支援中(2021～2025)。アジア開発銀行もシンド州南部10県で教員研修の他、160校の前期・中期中等教育のための教室の整備を支援中である(2020～2026)。なお、本事業は、これら援助機関が支援していない学校を対象としている。

### 第4条 業務の目的

本業務では、施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な先方負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項、及び事業効果測定指標等を提案することを目的とする

### 第5条 業務の範囲

本業務は、パキスタン「シンド州農村部女子前期中等教育強化計画」について、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、発注者がパキスタン政府及びシンド州政府と合意する討議議事録に基づいて実施するものとする。

### 第6条 実施方針及び留意事項

#### (1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①現地企業活用型を想定した無償資金協力による学校建設・増設の為に必要な情報収集、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議を行うための現地調査Iと、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査IIの実施を予定している。なお、候補サイトが数多くまた広範囲に渡ることから、現地調査Iの早い段階で対象サイトの絞り込みを行うため、必要に応じOD段階での複数回渡航や現地ローカルコンサルタントの活用を検討する。

#### (2) プロポーザルの記載事項

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法(遠隔含む)等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

#### (3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、日本の無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で発注者と十分に協議する。特に以下の段階においては関係者が出席する会議を開催し、計画内容について必ず発注者の確認を得る。

- 1) 現地調査Ⅰ開始前：その時点までに得られた情報を基にコンポーネントを検討し、発注者と協議の上、素案を決定する。
- 2) 現地調査Ⅰ帰国後：現地調査Ⅰの結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、基本的な計画・設計の方向性を協議・確認する。また、設計・積算方針会議で具体的な設計・積算に係る方針を協議・決定する。
- 3) 現地調査Ⅱ派遣前：計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

#### (4) 調達方式の検討方針

本事業は施設・機材等調達方式（現地企業活用型）による実施（一般競争入札により現地業者を選定）を想定している。そのため、本プロジェクト実施に係る調査・検討においては以下の点に留意する。

- 1) 被援助国に登録されている企業を対象とした一般競争入札を想定し、本調査を受注したコンサルタントが現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討する。
- 2) 現地企業の能力を慎重に分析し、本プロジェクト実施段階において必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援（建設資機材の調達計画策定支援、施工図や製作図作成支援等）の実施も含め、円滑な事業実施、施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画／調達計画等に反映する。施工監理体制については、先行プロジェクトの教訓・好事例についても分析・反映のうえ、経済的にも技術的にも適切な体制を提案することとする。なお、それら提案に際しては、コスト縮減にも十分留意する。
- 3) 入札公示から契約までの手続、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応について先方実施機関であるシンド州学校教育・識字局の実施体制を確認し、弁護士または調達アドバイザーの配置の必要性の有無等を検討する。また、プロジェクトの実施における4者協議（先方実施機関、受注者、現地企業、JICA）、3者協議（先方実施機関、本邦コンサルタント、現地企業）の実施について検討する。

#### (5) 設計・積算資料の作成方針

本業務において設計・積算を行うにあたっては、2009年3月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2019年10月策定の補完編、機材編、2020年11月の追補編を含む）を参照する。また、施設・機材等調達方式（現地企業活用型）により実施する場合には「施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）」（2021年4月）を参照する。

本事業の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

## (6) 対象校選定及び施設・機材コンポーネント決定に係る調査方針

対象校の選定基準及び施設・機材コンポーネントの優先順位については、調査の早い段階においてパキスタン側と合意する。対象校選定基準及び優先順位については、相手国政府から提出されているロングリスト（43校、調査時までには微修正の可能性あり）を基に調査を実施する。先方政策、就学需要（特に女子）、アクセスや水資源等を含むサイト条件、土地の確保、既存施設及び学校運営状況、施工監理拠点からサイトまでの距離、現地企業の施工能力、邦人立入にかかる安全性（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況、サイトまでの移動時間）、他ドナーとの重複等の情報を収集・分析する。建設作業及び施設供用開始後に不可欠となる電源や給水の接続位置や容量など、対象サイトにおける基本インフラの整備状況については重点的に調査を行う。加えて、対象地域における就学需要については、教育事務所における統計のみならず、協力候補サイトの位置から就学可能な範囲に所在する小中学校において過去数年間の就学者数、今後の就学需要等について十分に情報収集を行うこととする（各種の指標値は、いずれも男女別のデータ収集を行う）。

また、次項のとおり、JICAが実施する「付加価値化」の観点でジェンダー配慮・ユニバーサルデザイン・防災・環境負荷・感染症対策等の現地社会事情を踏まえた対応策を検討することとする。

過去のパキスタン教育セクターにおける現地企業を活用した類似案件の評価等から、サイトが幹線道路から遠く広範囲に点在したため工事の進捗監理に支障が出たこと、現地施工管理業者の質、見積と入札価格の乖離等が工事の進捗に影響を及ぼしたため、治安状況や現地企業の能力を考慮したサイトの選定、妥当な予定価格の設定が重要であるという教訓が得られている。本事業では、現地のニーズとともに現地企業の能力や治安状況を踏まえ対象校を選定するとともに、建設業者の入札参加資格（カテゴリー設定等）の適切な設定を行う。また、完工後の施設活用及び維持管理体制を整える予算の確保や適切な人員配置が重要であるという過去案件の教訓から、適切な教員数及び維持管理要員の配置、及び先方負担による維持管理予算を確保する。

なお本事業の裨益者は原則として女子を対象とするが、当該地域において女子より男子の就学状況の方が悪い等、必要性が認められる場合は一部男子校を対象校とすることも想定される。

## (7) ジェンダー及びその他の付加価値向上にかかる調査方針

現地調査では、特に前期中等教育段階の女子<sup>3</sup>の就学にかかるニーズ及び就学を阻害する要因／促進することが期待される事柄について、文化的背景を踏まえた上で住民、生徒及び教育関係者からの聞きとり調査を行うこととする。また、ユニバーサルデザイン（バリアフリー等の障害児・者対応）や防災、環境面のニーズについても調査を行う。右調査を踏まえて施設・機材及びソフトコンポーネントに含める必要がある対策があれば計画に組み入れることとする。

## (8) 前期中等学校への拡張に向けた準備にかかる調査方針

政府や他ドナー支援により拡張された前期中等学校の事例などを調査した上で、シンド州教育局が前期中等学校への拡張に要する準備（用地確保、学校登録、教職員の採用・配

<sup>3</sup> 本事業で対象とする6年生から8年生の学齢は本来10歳～12歳であるが、所定の学齢を過ぎてから就学・進学する生徒が存在する可能性を念頭に調査を実施する。

置、予算申請・配賦等)を遅滞なく実施できるよう、適切な施工計画および運営維持管理計画を検討する。

#### (9) 技術協力プロジェクト等、他の開発協力事業との連携に関する方針

JICAがパキスタンで実施する基礎教育分野等の協力との相乗効果の発現を目指すべく、必要な情報収集や関係者との意見交換を行う。

具体的には、2021年度開始予定の技術協力「学校教育実践強化プロジェクト」では、シンド州を対象に公立小学校での退学抑止に資する協力を実施する予定である。本事業により整備する学校及び併設の既存小学校において同プロジェクトの成果を活用することを検討予定である。また、技プロから得られた退学抑止に関するハード面での改善策を本事業に反映することで、ハード・ソフトの両面から退学抑止を図ることを検討する。

また、現在実施中の技術協力「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2」(2021年2月～2025年1月)では、シンド州を含む4州とイスラマバード首都圏においてノンフォーマル教育の強化に取り組んでいる。本事業で整備する中学校が、ノンフォーマル教室で小学校の課程を終えた生徒の進学先となることに加え、学校施設の空き時間を活用したノンフォーマル教室の開設などの連携が検討可能である。

加えて、2022年度より教育政策アドバイザー専門家をシンド州学校教育・識字局に派遣することで、無償資金協力や技術協力の各事業の効果的な実施を側面支援するとともに、案件間および他ドナー案件との連携を促進する。

#### (10) 安全対策に係る方針

本事業サイトは、外務省海外安全情報レベル2に該当するため、事業関係者の治安面の安全を確保するための対策を十分に調査・検討する。また、パキスタンは変異株流行国に指定されており、全土が外務省感染症レベル3に該当する。計画内容の策定に当たっては、機構の安全対策ガイダンスを参考にしつつ、移動ルート上留意すべき地域を通過する際含め、対象校選定においては事務所安全対策アドバイザーと連携した安全調査を実施の上、本事業に必要と考えられる安全対策の検討ならびに感染症対策措置を講じ、提案するとともに、調査の過程で発注者と十分協議すること。

#### (11) 工事安全管理に係る方針

施工時の工事安全管理にあたっては、本業務においてパキスタンの法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下、「工事安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて調査を行い、パキスタン側の理解の獲得を図る。

具体的にはパキスタンでの最近の既往調査報告書等やJICAパキスタン事務所から安全対策にかかる情報収集を行い、パキスタン側から入手または確認すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは調査報告書の添付資料としてまとめる)。

施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意するとともに、パキスタンの他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてパキスタンで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICAパキスタン事務所にて蓄積していくこと

が望ましいため、現地調査開始時点でJICAパキスタン事務所と協議し、パキスタン側から入手または確認が必要な情報について確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICAパキスタン事務所に報告を行う。

#### (12) その他留意事項等

- 1) 既往案件において、コンピュータ等調達した資機材について、教員のスキルが不足している等の事情が明らかになった。これを踏まえ、本事業においては、調査段階から完工後の学校施設の運用面を考慮した資機材の選定、ソフトコンポーネントや関連技術協力プロジェクト等を活用したモニタリング体制の構築等を念頭に計画策定する。
- 2) 本事業を通じ、中学校教室増設にかかる標準設計のプロトタイプの開発支援をする予定である。また、標準設計に加え、本事業以降にシンド州政府が独自に学校整備を推進できる体制構築に向け、学校の選定～施工業者調達～施工監理の一連のプロジェクトサイクルにおけるシンド州政府関係者の事業実施能力の向上を含めた計画策定が求められる。

### 第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

#### (1) 国内事前準備

##### 1) 調査計画及び協力計画案の策定・検討

関連資料を分析・検討し、事業の全体像を把握する。併せて調査の全体方針、調査項目及び調査手法を整理し、調査計画及び協力計画案を策定・検討する。

##### 2) 業務計画書、インセプション・レポート、質問票の作成

上記1)を踏まえ、業務計画書、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、無償資金協力制度、便宜供与依頼事項等を含む）、質問票を作成する。

#### (2) 現地調査 I

##### 1) インセプション・レポートのパキスタン側に対する説明・協議

発注者の調査団員と協力し、インセプション・レポートをパキスタン側関係者に説明し、内容を確認・協議する。

##### 2) 事業の背景・目的・経緯の確認

シンド州における国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画の概要と本事業の位置づけ、重要性及び要請の経緯と内容の確認を行う。

##### 3) 施設・機材計画調査

###### ① 必要な教室数及びコンポーネント検討のため、対象地域における以下を含む中等教育に係る状況を確認する。

- ・ 対象地域周辺コミュニティの状況
- ・ 対象地域の衛生環境
- ・ 対象地域における教育事情
- ・ 男女別生徒数の現在値及び将来予測値
- ・ 女子の就学阻害要因／就学促進が期待される事項
- ・ 建設／増設予定中学校に進学が予定される小学校の状況
- ・ 小・中学校卒業後の進路状況
- ・ サイト状況調査特別な支援が必要な生徒の状況（ユニバーサルデザインの必要性）
- ・ 防災、環境面の対策
- ・ パキスタンにおける1教室当たり適性生徒数等の基準
- ・ パキスタンにおける学校設置基準、教育施設整備基準等

- ・ 給電・給排水等、施設が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策
- ② パキスタンにおける標準設計、学校設計プロトタイプ、建設関連法規、環境評価の要否や手続き等を確認する。
- ③ 妥当性、効率性、持続性を十分に確認し、適切な施設・機材の整備規模を設定する。

#### 4) 施工計画調査

- ① パキスタンにおける設計・施工に係る法律・許認可等を確認し、必要な許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。
- ② 効率的かつ経済的な施工計画立案のために、調達事情、サイトへのアクセス状況、気象等自然条件の影響、施工体制等を調査する。

#### 5) 調達事情調査

- ① 現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリの有無、施工能力・技術力、人員、建設機械保有状況、財務力、価格等の詳細な調査を行う。
- ② 調査対象地域における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況、物価上昇率等について詳細を調査する。
- ③ 資機材・消耗品等の原産国、他国(本邦または第三国)を含めた調達先・価格(輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む)及びアフターセールスサービスの内容等を考慮し、資機材調達方法の検討を行う。

#### 6) 候補サイトの状況調査

- ① 候補地に関する自然条件・社会条件の概況(非自発的住民移転の有無、既存施設の有無・配置状況、土地所有権)を確認する。
- ② サイト状況調査において、気象条件調査、サイト内排水調査、給水設備調査、測量調査、地盤調査、地中埋設物・障害物調査、電気・通信設備調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・企業・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、正確性、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。なお、上記調査にかかる費用は別見積りとして計上すること。各種調査の詳細案は別紙1のとおり。
- ③ 既存施設の撤去、整地の必要性等を確認し、先方負担事項を整理する。

#### 7) 運営・維持管理体制調査

実施機関の組織、人員、能力、財務内容、役割分担等を確認する。財務内容については、各機関の支出内訳(施設建設費、教員給与、維持管理費、教材購入費、プログラム実施費等)を確認し、それぞれの役割を把握する。特に維持管理費については、施設建設後に追加で必要となる予算に十分に留意し、関係機関の今後の予算計画を確認する。

#### 8) ベースライン調査

本事業の評価指標設定のためのベースライン調査を実施する。

#### 9) 環境社会配慮に関する調査

- ① パキスタンの環境社会配慮に関する法令規程、関連省庁等を確認し、本事業のカテゴリを確認するとともに、本事業の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。
- ② 「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」に基づき、カテゴリ B 以上に分類される可能性がある場合はカテゴリ C サイトへの変更を行う。

#### 1 0) 免税情報の収集・整理

無償資金協力事業では、調達される財・サービスに対し、免税が確保されることを基本原則としていることを念頭に、本事業の実施に関係する主要税目を確認し、その概要（当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等）をまとめた上で、税目毎の免税措置及び通関手続きの詳細（実施機関、監督官庁等関係機関の責任分担、手続きを行う機関、具体的な手続き内容、手続き所要期間等）、あるいは実施機関等での税負担・予算措置状況を確認する。過去に免税措置に関する問題があったかどうかも併せて確認し、あった場合はその理由を詳しく調査し、対応策の検討を行う。

免税情報は JICA 在外拠点にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 在外拠点が有する情報を入手し、調査を通じて更新する。調査結果は所定の様式（免税情報シート）にまとめ、JICA 在外拠点に電子データに提出する。

#### 1 1) 無償資金のフローに関する調査

無償資金協力の実施（交換公文（Exchange of Note : E/N）の取り交わし、贈与契約（Grant Agreement : G/A）の締結、コンサルタント契約、業者選定、実施監理等）や資金決済にかかる手続き及び資金の流れをシンド州政府（必要に応じてパキスタン政府。以下同様）に説明し、シンド州政府内で必要な手続きやその実施主体、手数料等の負担者を確認する。

#### 1 2) 事業の実施体制の確認

事業実施機関の組織・人員体制、財政・予算、建設後の学校の運営・維持管理体制、施工監理技術水準等の実施体制を確認する。

#### 1 3) パキスタン側負担事項の確認

事業実施にかかる先方負担事項の内容（土地の確保、基本インフラの引き込み、運営・維持管理予算及び人員の確保、支払授權書（Authorization to Pay: A/P）発行や送金に係る手数料の負担等含む）、実施タイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施をシンド州政府に要請する。先方負担による既存建物の撤去等が想定されている場合には、そのスケジュール、予算確保の見通し等を必ず確認する。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際のパキスタン負担事項として協議議事録（ミニッツ）に記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時のパキスタン負担事項の根拠となる。

#### 1 4) 治安に関する安全対策の策定ならびに新型コロナウイルス等感染症対策

事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地事務所の安全対策クラークとの協議・情報収集を踏まえ、現地治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について、機構の安全対策ガイダンスを参考にしつつ検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。なお、案件別安全対策検討シート（案）は概算事業費の積算に反映させる必要がある為、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては随時発注者と協議し最新の安全対策措置内容を確認すること。また先方負担事項については同内容に



つきシンド州政府に説明し合意に向けた支援を行うこと。また、施工計画における新型コロナウイルス等感染症対策を講じること。

### (3) 国内解析 I

#### 1) 事業内容の計画策定

現地調査 I 及び発注者との協議を踏まえ、本事業の実施上のリスクを総合的に勘案し、本事業の計画策定（概略設計）を行う。現地調査 I 帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針案をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明・協議する。計画策定には少なくとも以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月）」（2016 年 4 月策定の補完編を含む）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に反映されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。機材については入札に対応できる精度を確保する。

##### ① 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計方針を設定する。

##### ② 基本計画

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

##### ③ 施設計画

施設計画は、先方施設基準、既存施設の活用状況、カリキュラム、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、協力コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、トイレ等の付帯設備、教育家具等については、対象地域内の他の小学校及び中学校施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。

##### ④ 設備計画

設備計画については、先方の整備基準、既存教育施設での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

##### ⑤ 概略設計図

##### ⑥ 施工監理・調達計画

施工監理拠点からサイトまでのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、以下を含む適切な施工体制、監理/管理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。なお、対象サイトの治安上の懸念から、ガードマンの配置等が必要な場合には、施工方針等に組み入れ、積算に反映させる。

##### ・ 施工方針

- ・ 施工上の注意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理方針・計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材調達計画
- ・ 実施工程
- ・ 機材調達計画
- ・ 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- ・ 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保健

⑦ ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

ソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第4版）」（2020年11月）を参照のこと。実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討すること。また、ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討する。その際には技術協力プロジェクト「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2」（2021年2月～2025年1月）及び「学校教育実践強化プロジェクト」（2022年開始予定）との連携による相乗効果発現に留意の上、その結果を概略設計に反映させる。

⑧ 過去の案件に関する教訓等の情報

同一地域または同一国、類似分野で先行する案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について記載する。特に工期設定、現地企業・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得る

⑨ プロトタイプ開発支援の検討

今後のパキスタン側での学校建設時において、ジェンダー配慮、インクルージョン推進、環境、防災等の観点を踏まえたプロトタイプ的设计基準や図面等を先方ニーズ、維持管理の観点から検討する。

2) 事業の運営・維持管理計画の策定

パキスタンにおける中等教育施設の運営・維持管理計画（教員、事務員雇用、生徒募集、資金調達、学校運営等）を整理し、その実現可能性について十分検討する。並びにプロジェクトの維持管理費を算出する。

3) 概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上で発注者に対しその内容を説明し、確認を得る。

なお、概略事業費の算出にあたっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討し、取りまとめる。

#### (ア) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編及び機材編、追補編、施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）を参照して積算を行う。

#### (イ) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

(ウ) 概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

#### (エ) 事業費等のドナー比較・過去案件比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ① 実施時期
- ② 事業費（総事業費及び内訳）
- ③ 概略の仕様
- ④ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- ⑤ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）
- ⑥ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### 4) 予備的経費の検討

本計画に関する予備的経費の計上のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを発注者に提供する。

- ① 経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動、インフレ率等）
- ② 工事量変動にかかるリスク
- ③ 自然条件にかかるリスク（洪水、降水等）
- ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤ 治安状況にかかるリスク

#### 5) 事業評価指標の設定

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値を設定する。評価指標は、「基礎教育協力の評価ハンドブック」（2011年11月）及び、「資金協力事業 開発課題別の標準的指標例（2021年2月）」を参照し、発注者と協議の上、設定する。

#### 6) 事業実施にあたっての留意事項

事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### 7) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### 8) 想定される事業リスクの検討

事業実施中及び実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

想定しうる現地企業の工期遅延に係る各種リスク（資機材調達の遅れ・アンバランス、下請業者、サプライヤーへの支払いの遅れ等）を挙げて分析し、対応策をとりまとめる。

#### 9) 協力準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を協力準備調査報告書（案）としてまとめ、内容について発注者と協議する。

#### (4) 現地調査 II：協力準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む協力準備調査報告書（案）をシンド州政府関係者へ説明し、内容を協議・確認する。特に、プロジェクト実施における銀行取極め（B/A）、支払授權書（A/P）の発給、免税手続き、維持管理体制の整備など、パキスタン側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、協力準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容についてパキスタン側からコメントがなされた場合は、これを十分協議・検討のうえ、必要に応じプロジェクトの基本構想及び無償資金協力事業の原則を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる。

#### (5) 国内解析 II：協力準備調査報告書の作成

先方政府関係者への協力準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 協力準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

### 第8条 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（7）から（11）を最終成果品とする。最終成果品の提出期限は2022年10月31日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1)	業務計画書	: 和文2部
(2)	インセプション・レポート	: 和文1部 : 英文1部
(3)	現地調査結果概要	: 和文1部
(4)	案件別安全対策検討シート (案)	: 和文2部
(5)	協力準備調査報告書 (案)	: 和文1部 : 英文1部
(6)	概略設計概要書 (案)	: 和文1部 英文1部
(7)	概略事業費(無償)積算内訳書	: 和文2部
(8)	機材仕様書	: 和文2部 : 英文2部
(9)	協力準備調査報告書	: 和文(製本版)6部及びCD-R 2枚 : 英文(製本版)6部及びCD-R 2枚 : 和文(簡易製本版)2部及びCD-R 1枚
(10)	デジタル画像集	: CD-R 2枚(デジタル画像60枚程度)
(11)	進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版	: 英文3部
(12)	免税情報シート	: 和文1部(電子データ)

注1) 業務計画書とは、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、発注者に提出する。

注3) 概略事業費(無償)積算内訳書については、「設計・積算マニュアル」を、その他については「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」(2020年11月改訂版)を参照する。

注4) 協力準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載を含むことから、施工・調達業者契約の認証が終了するまで非公開としている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために、概略事業費の記載がない協力準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年10月下旬より国内事前準備を開始し、同年11月上旬から翌年2月にかけて現地調査Ⅰを行う（本案件は、候補サイトが数多くまた広範囲に渡ることから、現地調査Ⅰの早い段階で対象サイトの絞り込みを行うため、現地ローカルコンサルタントの活用想定含む）。帰国後に積算等の国内解析Ⅰ（積算審査に要する期間含む）を行い、翌2022年7月上旬から現地調査Ⅱ/協力準備調査報告書（案）の説明、2022年9月までに概要資料を提出、2022年10月31日までに協力準備調査報告書報告書を含む成果品を作成・提出する。積算審査は現地調査Ⅱ前までに了することを基本とするものの、積算審査未了の状況で現地調査Ⅱを行うことも可とする。ただし、この場合は概要資料提出前までには積算審査を了するとともに、現地調査Ⅱ後に積算審査結果に基づく協力内容見直し等に対応できるようにすること。

項目	2021年			2022年										
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
事前準備	△													
現地調査(OD)		■												
国内解析						□								
概略設計ドラフト説明(DOD)											■			
国内整理											□			
概略設計概要資料提出												△		
最終報告書提出														△

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 19人月(現地：9人月、国内10人月)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

##### 1) 分野構成：

- ① 業務主任者/建築計画（2号）（評価対象者）
- ② 建築設計/設備計画（3号）（評価対象者）
- ③ 施工計画/積算
- ④ 調達計画/機材計画
- ⑤ 自然条件調査
- ⑥ 教育計画/ジェンダー（評価対象者）

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

2) 現地調査 (第1回) : ①～⑥

3) 現地調査 (第2回) : ①、②

### (3) JICA等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

#### 1) 現地調査

1) 団員構成 : ア. 総括 (JICA)  
イ. 協力企画 (JICA)

2) 調査行程 : 約8日間

3) 目的 : 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる。

#### 2) (2) 協力準備調査報告書案説明

1) 団員構成 : ア. 総括 (JICA)  
イ. 協力企画 (JICA)

2) 調査行程 : 約8日間

3) 目的 : 協力準備調査報告書 (案) について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

### (4) 配布資料／公開資料等

#### 1) 配布資料

➤ 案件計画調書①

#### 2) 公開資料

➤ パキスタン教育セクターにかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12355541.pdf>

➤ 基礎研究報告書「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12260121.pdf>

➤ 基礎教育協力の評価ハンドブック

[\(JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)\)](#)

### (5) 現地再委託

サイト状況 (自然条件) 調査 (気象条件調査、サイト内排水調査、給水設備調査、測量調査、地盤調査、地中埋設物・障害物調査、電気・通信設備調査等) については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。なお、上記調査にかかる費用は別見積りとして計上すること。

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2017年4月)」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

### (6) その他留意事項

#### 1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府

に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2019年4月）の様式－2および様式－3を準用した表を添付する。

## 2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び日本から参团する通訳団員は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

## 3) 治安管理

現地業務に先立ち「安全対策ガイダンス」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画を発注者に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所、在パキスタン日本大使館等から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。本案件の対象地域であるシンド州においては、渡航先や渡航内容に応じて事前の安全確認調査、警備員／警察官の随伴も必須となるため十分に注意する必要がある。特に、カラチ市内の移動については、昨今の治安状況に鑑み、①常にセキュリティ会社から武装警護を雇用し車に同乗させ、②使用する車両タイプはランドクルーザータイプのものとする必要があることから、これらを見積もりに反映させること。

## 4) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

## 5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

## 6) 現地医療事情

新型コロナウイルス感染症対策を含む感染予防を徹底し、行動規範を遵守すること。万一、感染等が判明した場合にはJICA担当者にすみやかに報告し、療養に努めること。

以上



「パキスタン国シンド州農村部女子前期中等教育強化計画協力準備調査」にかかる  
サイト状況調査仕様書（案）

## 1. 目的

サイト状況調査は、本業務にて行う設計、施工計画、積算等について必要な精度を確保するため、対象施設の建設予定サイトにおいて、サイト状況調査（気象条件調査、現況調査、地形測量、地質・地盤調査、給電状況調査、給排水・水質調査）を行う。また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に一般的な調査内容、方法を記すので、先方要請内容を勘案の上、事業実施に求められる精度を確保するために必要な調査の細目をコンサルタントは検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

## 2. 文献・資料・聞き取り調査

### ◆ 気象条件調査

対象施設の設計に反映させるため、当該サイトの気象データ等を収集する。

- 月別最高・最低平均気温、年間降水量、月別相対湿度、月別降水量、月別風向、最大風速、落雷頻度、（最低過去20年程度）
- 台風やサイクロンが予想される地域では、過去に被害をもたらした台風・サイクロンについて年・時期、経路、最大風速等について確認すると共に、当該国における最新の耐風設計の基準や法令についても確認する。
- 地震の発生が予想される地域にあっては、過去の域内での発生事例について、年代、規模、震源地（地図上に明示）、被害状況等について調査すると共に、当該国における最新の耐震設計の基準や法令についても確認する。

### ◆ サイト現況調査

当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや文献・資料調査を通じ、サイトでの調査時に留意すべき事項を事前に明らかにする。聞き取り等で注意すべき事例としては、以下のようなものと考えられる。

- 過去に地滑り・地盤沈下があった
- 以前は水田であったが、埋め立てられた。
- 降雨後、水はけが悪く冠水し、なかなか水が引かない。
- 湧水がある。
- 例年近傍の河川の氾濫により冠水する。
- 以前は建物があつた。地下室があつた。撤去作業が行われた際に、地下構造物がどこまで撤去されたか。
- 以前はゴミ捨て場/土捨て場として利用されていた。
- 塩害の影響が予測される（海岸からの距離）。
- 季節風及び砂嵐・砂塵の発生頻度、

## 3. サイト内既存建物調査

サイト内にある建物について、形状、規模、図面・設計仕様、基礎形式、構造上の不具合の有無やその原因、使用状況等について現況調査を行う。

## 4. サイト内排水調査

サイト内及び隣接する境界部分にある、排水管、排水溝、接続柵等について、その種類、大

きさ、レベル、流水方向、勾配等の現況調査を行うと同時に、対象施設からの雨水、汚水及び雑排水の放流先を確認する。

#### 5. サイト内工作物調査

サイト内にある、塀、門扉、擁壁、石垣、井戸、舗装等について、位置、形状、大きさ等の現況調査を行う。

#### 6. サイト内樹木調査

サイト内にある主な樹木について、樹種、高さ、幹回り、枝ぶり、数量について現況調査を行う。

#### 7. 電気・通信設備調査

サイト内及び周囲（隣接道路を含む）にある電気設備について調査を行う。

配電線路：電柱の位置・高さ・番号、及び相数・電圧

通信線路：電柱の位置・高さ・番号、引き込み点、地中線の敷設状況、深さ、管径、管材質、経路、状態

インターネット及び携帯電話の接続状況

マンホール・ハンドホール：位置、形状、大きさ

受変電設備：種類・位置、寸法・容量

非常用発電機：種類、位置、出力、タンク容量、補助タンク容量、製造年月、運転時間

自動電圧調整器（AVR）、無停電電源装置（UPS）：容量、許容入力電圧

なお、想定される配電網から供給される電力については、電圧・周波数変動、停電頻度、電圧降下について配電所等からの聞き取り並びに現場測定による調査を行う。位相のずれが機器の性能や故障に影響する機材が含まれる場合には、位相も測定する。また、通年変化、年変化も併せて調査する。

#### 8. 給水設備調査

サイト内及び周囲（隣接道路を含む）にある給水設備について調査を行う。

配水管：種類・管路・管径・管材質・深度・弁室の位置/大きさ

水源：種類（井戸、河川）

なお、上水道から水供給が想定される場合は、水圧、水質、断水頻度等について聞き取り並びに測定による調査を行う。また、通年変化、年変化も併せて調査する。

上水道以外の水源（井水・河川水等）が想定される場合は、季節変動も考慮し、計画建物に必要な給水量の確保に係る検討、及び水源の水質調査を実施する。

水質調査に際しては、本事業で整備される各機材の仕様に合致しているかを確認するための項目を網羅する。

以上2～8については敷地測量図に位置を明示した資料を作成する。

#### 9. 測量調査

平面測量、水準測量等

#### 10. 地盤調査

目的：①地下の地盤情報の把握、②計画建物の支持層想定のため、地盤強度に関する情報を得る。

方法：

- ボーリング

地盤情報（土質分類、地層構成、地下水位など）を把握することを目的とし、支持層とみなすことができる地層に到達後更に5mまで行う。なお、実際の深さ、本数などは建築学会の「建築基礎設計のための地盤調査計画指針」などを参照しつつ判断すること。

- サウンディング：

基礎設計のための地盤強度に関する情報を得ることを目的とし、標準貫入試験（深度1m毎）による。なお、標準貫入試験以外の方法を採用する場合には事前にJICAに説明すること。

- サンプルング：

標準貫入試験時にサンプラーに得られる乱されたサンプルを採取し、カラー写真に記録すると共に、含水率ができるだけ変化しないようフタ付き透明密閉容器に入れラベリングし（案件名、採取日、調査孔番号、標本番号、採取深度、土質名、N値等）、調査孔毎に深度順に標本箱に並べて整理し、少なくとも本工事の掘削工事が完了するまでコンサルタントの責任で保管する（標本）。

粘土層等の軟弱層で、基礎設計のため、より詳細な土質の把握が必要な場合、乱さないサンプルを採取し（試料）、必要なラボ試験を実施する（必要な試験項目についてはコンサルタントが判断）。

- 立ち合い・確認

地盤調査中においてはコンサルタント団員による立ち合い確認を適宜行い、コンサルタントは責任を持って成果品の確認を行う。

- 成果品：

- 柱状図

- 標準貫入試験結果（N値）

- 標本及び写真

- 試料及び土質試験結果一覧

## 11. 地中埋設物・障害物調査

対象施設の工事に当たり、撤去や移設が必要となる地中埋設物や障害物に係る調査を行う。ここで想定する埋設物・障害物は、過去の構造物の基礎、機能していない残存する地中埋設配線・配管やそれに関連する設備等（柵、ハンドホール等）を指す。以下の方法により実施する。

- 文献・資料・聞き取り調査：当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや設計図などの資料調査を通じ、その有無の可能性や位置を把握する。
- 試掘調査：地中に埋設物あるいは障害物が想定される場合、位置、箇所ならびに掘削深度をコンサルタントが判断の上、試掘を行う。
- 試掘により埋設物・障害物の存在が確認された場合は慎重に確認作業を行い、埋蔵文化財あるいはケーブル、配管などに損傷を与えないように留意し、施主に報告の上、所轄官庁の指示を仰ぐこと。その後、範囲、厚さ、深さ等、その全容を把握する。
- 試掘時の状況は写真撮影すると同時に、平面測量図に試掘箇所を明示した試掘結果報告を作成する。

## 12. 実施時期

なお、必要なサイト状況の確認は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

## 13. 宗教・文化遺産の対象物

サイト予定地内に移設・撤去が困難な信仰の対象物等（樹木、岩等）、文化遺産がある場合は、対象物の概要（種別、位置、大きさ等）について調査し、敷地測量図に位置を明示する。

#### 14. 留意事項

また、再委託を行う場合には、コンサルタント団員による立会を適宜行うことにより、調査実施方法及び調査結果が適切な内容となっていることをコンサルタントが確認することとする。

以上